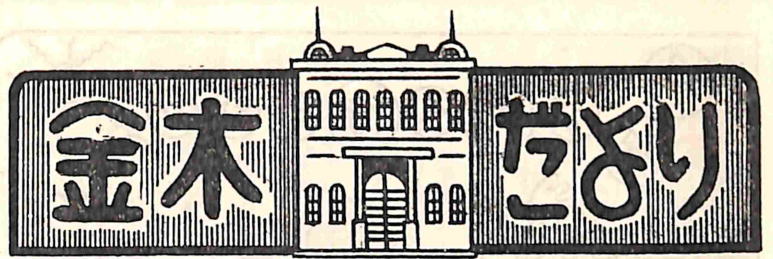


人口と世帯数

男	7,364
女	7,507
計	14,871
世帯数	3,539

(昭. 48. 6. 30現在)



発行 青森県金木町役場

編集 企画室

夏休み中の 生活のきまり

金木町
校外指導
連絡協議会

楽しい夏休みがやってきます。長期にわたる休みですから、どうしても解放的になり、生活も放



安全で健全な活力をやしなおう

縦的になります。そこで金木町校外指導協議会(会長金高校長花田一)では、教育委員会と小・中高校の先生方が、児童会や生徒会子ども会での話し合いを参考に、して相談し、次のような生活のきまりをつくりました。

ですが、じつは大切なことばかりです。子供たちが夏休みを楽しく過ごすとともに心とからだの健康と安全に気をくばり、二学期には元気がつらつとして登校させるためにも、このきまりをよく守らせ事故のない生活をおくるようにご協力をお願いします。

家庭生活について

◆ 実行できる生活日課表をつくり規則正しい生活をおくりましょう。

◆ 早寝、早起きの習慣を身につけてテレビの見すぎをつしもう。(昼寝はけっこう)

◆ NHK第一放送のラジオ体操には進んで参加しよう。

◆ 朝早くから友だちをたずね、遊びにさそわないようにしましょう。

◆ 進んで家事を分担し、食事は家族そろってとることにしよう。

保健について

◆ 食べすぎ、飲みすぎをつしもう。飲み水には気をつけましょう。

◆ 手洗い、うがい、汗ふきはめんどろがらずにれいこうしよう。

◆ 外出には帽子を着用し、暑いさかりの日中をさけよう。

◆ 入浴、下着のとりかえなどはなるべく多い方がよく、すい眠はじゅうぶんとりましょう。

◆ からだに悪いところがあれば休みを利用して医者に見てもらいなおしておこう。

学習について

◆ 学習時間は先生と相談して、むりや、むだのない計画をたてよう。

◆ 課題は早めにかんせいするよう計画し、ふとくい教材のおくれをとりもどすよう、ゆとりのある計画をたてよう。

◆ 教科の学習は朝の涼しいうちにおわり、自由研究は午後の日課とした方がよいと思われる。

◆ 夏休みでなければできない研究——かんさつ、実験、見学調査、動植物の標本採集など——を、ひとつづつは手がけたいものです。

校外生活について

◆ 制服を着用しない時間が多くなるので、とくに服装には気をつけ、みだれないようにしましょう。

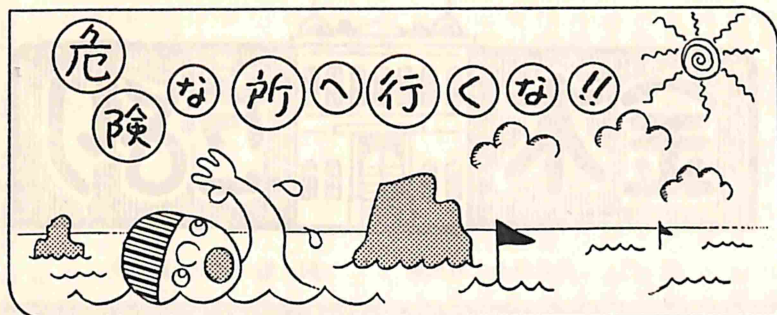
◆ 外出の時は目的、場所、帰宅時刻に反しないように心がけること。

◆ 町から出る時と夜間はひとり歩きをさけましょう。とくに夜間人通りの少ない場所のひとり歩きはしないようにしましょう。

◆ 父母同はんの時以外はみだりに飲食店に出入りしないようにしましょう。

事故防止について

- ◎交通事故防止について
 - ◆徒歩の場合、自転車、バイクの場合も交通規則はぜったいに守らねばならない。
 - ◆信号無視、車の直前、直後の横断はぜったいしてはならない。
 - ◆バイクの無免許運転、自転車の二人のり、並進はぜったいしてはならない。
 - ◆道路での遊び、急なとび出しをしないようにしよう。



- ◎水泳について
 - ◆金木町では、プール以外の場所でも、ぜったい泳がないようにしよう。

- ◆プール利用のきまりと時間は必ず守り、監視の人と先生の指導にしたがって、楽しく泳ぐことにしよう。

- ◆準備体操をする、じゅうぶん休息する、自分の力を考えて泳ぐなど、水泳の心得を守るようにしよう。

- ◎登山、キャンプ、海水浴などについて

- ◆児童、生徒だけで登山、キャンプ、海水浴に行ってはならない。保護者が同行し、または経験のある成人のリーダーがあつて、

- 保護者が同意している場合は大いによろしいと思う。
- ◆実施する場合は担任の先生を通じて学校長に届け出て、許可をえよう。(父母を含む家族の場合も別)

- ◆事前の準備、無理のない計画、食物、薬品などにじゅうぶん気をくばり、ぜったい事故のないようにしよう。

- ◆山や海でのマナーを守り、気持ちよく野外活動をするに心がけよう。

- ◎娯楽や遊びについて

- ◆テレビ、映画、雑誌などはよく内容をしらべ、よいわるいをはんだんして見たり読んだりしよう。

その他

- ◆花火などで遊ぶときは、人ごみや人家の密集しているところを避け、またあとしまつはきちんとしてしよう。

- ◆ボーリング、つり堀りなど、禁止されている遊びをしてはならない。

- ◆かけごとなど、よくない遊びは、はっきりした態度でことわろう。

- ◆人間の精神のはたらきをなくし欲望をコントロールできなくする刺げき剤はすべて禁止されている。心して誘わくをしりぞけたましいをうらないようにしよう。

- ◆外出の時間、帰宅時刻、プールの使用など、小・中・高それぞれ各校のきまりを守ることにつとめよう。

- ◆町内各神社の宵宮(よいみや)夏まつり、川倉地藏尊大祭については家族同はんの外出を原則とし、とくに十和田町の女生徒の不幸な例もありますので、一人歩きをさせ、事故にあわないようにしよう。

- ◆夏休みの校舎使用、クラブの練習については各校それぞれ別に定める。
- ◆他校を使用する場合はとくに気をつけ、許可なく立ち入らないようにしよう。

日	曜	社会行事	嘉瀬小	喜良小	金木小 (大東ヶ丘)	蒔田小	川倉小	南中	金中	金高	学院
21	土	勤労青少年の日	終業式	終業式	終業式	終業式	終業式	終業式	終業式	終業式	
22	日										
23	月	小・中・高 夏期休業					P.T.A 研修旅行	三年キ ャンパ (2月)	夏休み 高浜学校	P.T.A 研修旅行	
24	火					映写会	弘三大小 顕彰野球	二年キ ャンパ (十二期)	臨海学校		
25	水										
26	木									夏期 特	海浜 文政学園 (鳳凰)
27	金									別 授	
28	土									中体連 総	県中 体連 (むつ市)
29	日										
30	月										
31	火										
1	水	小・中・高 (1日目)						一年キ ャンパ	小・中・高	重量 準	
2	木	トレセン (2日目)	トレセン	トレセン	トレセン	トレセン	トレセン	(八甲田)	トレセン	全国大会	
3	金	(於高山)							トレセン	(高山)	
4	土						出校日				
5	日	食中毒 予防週間									
6	月	広島原爆 記念日						水泳大会 (校内)			出校日
7	火		球技大会					校 内			
8	水							トレセン			
9	木							(愛生園)			
10	金										
11	土										
12	日										
13	月	旧盆									
14	火										野球大会
15	水										
16	木										
17	金										出校日
18	土										
19	日								リー ダー シ ャ ッ パ 研 究 会		夏期 特 別 授 業
20	月										
21	火									始業式	
22	水									始業式	
23	木	夏期休業 終									
24	金	始業式	始業式	始業式	始業式	始業式	始業式	始業式	始業式	始業式	26日 始業式

第六十五回町議会定例会

中央公民館などに

一億六千四百七十万円の補正

去る六月二十二日から開かれた第六十五回金木町議会定例会は、一億六千四百七十二万円の一般会計補正予算など、八件の提出議案が原案どおり可決し、二十六日に閉会しました。この定例会で可決された案件は次のとおりです。

議案第二十四号

専決処分報告の件

議案第二十五号

継続費報告の件

議案第二十六号

繰越明許報告の件

議案第二十七号

昭和四十八年度金木町一般会計補正予算の件

議案第二十八号

金木町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件

議案第二十九号

青森県交通災害共済組合規約の一部を変更する規約の件

議案第三十号

寄附採納の件

議案第三十一号

町税条例一部改正の件

一、専決処分報告の件

①昭和四十七年度金木町一般会計補正予算で、農業施設災害復旧債の十万円増額による才入予算及び地方債の限度額を補正する

②金木町公告式条例の一部を改正する条例の件であり、嘉瀬、喜良市両支所の廃止に伴い、揭示場を変更するものです。

③金木町職員の休日及び有給休暇に関する条例の一部を改正する条例の件で、これは法律の改正により祝日と日曜日が重なった場合、休日を翌日に繰延することについての取扱いについて条例を改正するものです。

④金木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件で、これも③同様休日関係の条項についての改正です。

⑤昭和四十八年度金木町一般会計補正予算の件で、これは参議院議員補欠選挙の選挙費を計上するものですが、この財源としては、県支出金五十七万円をもつて充て、累計予算額七億七千九百四十三万三千円としました。

⑥金木町税条例の一部を改正する条例の件で、これは住民税の個人負担の軽減をはかるため、課税最低限の引上げと税率の緩和が主な改正です。

二、継続費報告の件

これは、地方自治法の規定により、翌年度は繰越した才出予算等を議会に報告することになっており、この件は、嘉瀬小学校改築事業の継続費の分です。

三、繰越明許費報告の件

この件も前項同様報告するもので、これは中央公民館関係用地造成事業の繰越明許費の報告です。

四、昭和四十八年度金木町一般会計補正予算の件

永年の懸案であった中央公民館建設事業をはじめ、農業安全管理センター、積寒地域道路整備事業のほか総額で一億六千四百七十二万三千円の追加補正をするものです。

七、寄附採納願いの件

秋村米太郎氏（嘉瀬）ほか十名の連名で、嘉瀬小学校プール建設資金として百三十三万四千四百円金木町りんごを守る会から、農業振興対策費の一部として三十一万九千八百九十円、吉田与七郎氏（沢部）ほか一名からは十七万五千元と、それぞれ寄附採納願いが

その他をもって充て、才入才出それぞれ累計予算総額を九億四千三百八十六万六千円と定めました。

五、金木町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の件

金木町の下水道事業に従事する職員の給与に関する条例を制定するものです。

六、青森県交通災害共済組合規約の一部を変更する規約の件

これは、同組合の組織団体として新たに下田町と大間町の二町が加わったので、規約の一部を変更するものです。

七、秋村米太郎氏（嘉瀬）ほか十名の連名で、嘉瀬小学校プール建設資金として百三十三万四千四百円金木町りんごを守る会から、農業振興対策費の一部として三十一万九千八百九十円、吉田与七郎氏（沢部）ほか一名からは十七万五千元と、それぞれ寄附採納願いが

八、町税条例一部改正の件

この条例は、特別土地保有税の創設であり、土地税制の一環として、土地の投機的取得を抑制する目的のものであります。特別土地保有税は、昭和四十四年一月一日以後に取得された土地、または昭和四十八年七月一日以後の土地の取得に對し課税されるものです。

四、土地の取得に對して課するものにあっては百分の三とし、固定資産税額および、不動産取得税額に相当する額を控除することとなり。

五、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

六、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

七、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

八、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

九、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

十、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

十一、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

十二、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

十三、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

十四、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

十五、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

十六、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

十七、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

十八、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

十九、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

二十、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

二十一、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

二十二、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

二十三、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

二十四、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

二十五、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

二十六、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

二十七、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

二十八、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

二十九、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

三十、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

三十一、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

三十二、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

三十三、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

三十四、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

三十五、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

三十六、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

三十七、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

三十八、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

国民年金

六十五才から老齢年金が支給されます

— もらえる人は いま せんか —

国民年金の老齢福祉年金は、満七十才になったときに支給されていますが、満七十才にならなくても身心に障害のあるお年寄りにかぎって、五年早い満六十五才からうけることができます。

いままでも家族の助けを借りなければ、自分の身のまわりの整理や食事もできないほど重い障害のため、日常生活に著しく支障があ

るお年寄りにには障害福祉年金を支給してあげました。

しかし、心身の障害が軽いためある程度自分で体を動かして、日常生活をどうにかおこなっているお年寄りにには、障害福祉年金は支給されないことになっていきます。

このようなお年寄りにには、老齢福祉年金をもらうことができるかもしれませんので、もし、皆さん

の家族の中や、となり近所に体に不自由なお年寄りの方がおりましたら、遠慮なく、役場国民年金係におたずねください。

なお、身心の障害の程度は次のとおりです。

一、耳が不自由で耳もとで大声で話しても、二つ三つしか話がききとれない。

二、脳いっ血でたおれ、手や足が思うように動かない。

三、口がきけないので、身ぶりで家族にものをたのんでいる。

四、目が不自由で家族の顔がぼんやりと見える。

五、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

六、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

七、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

八、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

九、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

十、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

十一、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

十二、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

十三、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

十四、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

十五、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

十六、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

十七、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

十八、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

十九、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

二十、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

二十一、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

二十二、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

二十三、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

二十四、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

二十五、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

二十六、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

二十七、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

二十八、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

二十九、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

三十、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

三十一、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

三十二、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

三十三、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

三十四、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

三十五、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

三十六、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

三十七、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

三十八、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

三十九、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

四十、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

四十一、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

四十二、事故や病気で手や足の片方を切斷したとき。

四十三、精神に障害があつて日常生活の用は家族の世話をする。

第8回 青森県経済連 肉豚共励会

プーチャンの

チャンピオン賞に輝く

今 憲雄さん (金木農協)

金賞 古川さん(金木農協) 銀賞 加藤さん(金木農協)
原田さん(嘉瀬農協) 今さん(農協)

去る七月五日青森県経済連では青森県畜産公社(南郡田舎館村川部)において青森県経済連第八回肉豚枝肉共励会が開催されました。

を代表する名養豚家が出品し、昨年に引き続き数多くの方が優秀な成績をおさめました。入賞者の獲得成績は次のとおりです。

- チャンピオン賞 今 憲雄(喜良市)
- 金賞 古川千代勝(喜良市)
- 金賞 原田 敏行(嘉瀬)
- 銀賞 加藤 茂(喜良市)
- 銀賞 今 賢治(喜良市)

みんなの力で共同炊事
嘉瀬に共炊グループ誕生

金木町では初めての農繁期共同炊事が、嘉瀬農協婦人部を中心とした共炊グループによって実施され、参加者に喜ばれている。

無駄になっていることが多い。そこで共炊の良さを、かねてよ

り見聞している婦人たちが、作業の合間を利用して相談を重ね、困難な面もあるが、まず今年一年試みにやってみよう、

- ①農繁期の労働に耐えうる栄養の確保
- ②主婦労働(肉体的、精神的)

長時間の田植えでクタクタに疲れている上に、朝は早くから夜は遅くまでの、家族や作業人夫に出す食事の準備は、精神的にもかなりの負担になっており、ついカアチャンの小言もとび出し、家庭の雰囲気にも影響しているようだ。



【写真】上は食事中、下は反省会



の軽減

③経費をむだにかけないを目標にかけ、社教、普及所の指導のもとに、嘉瀬公民館の調理室をかりて実施に入った。

実施後、さっそく反省会を開き参加者の声をまとめた結果、「とにかくよかった、来年も是非続けたい。」「食事が楽しみで作業がはかどった。」「カアチャンのヒステリーがないだけでもよかった。」「など、喜ばしい感想が出され大好評であった。(結果表を参考)しかしながら、初めてのしかも急な実施であったため、いろいろ気がつかない面や問題点があり、

か。

嘉瀬共同炊事実施結果

期 間	十五日間
参加戸数	二十戸
総給食人員	四六一人
一日一人当り経費	三五〇円
(一食当り)	一七五円)

アンケート調査

共炊参加者 三五名

うち女 二〇名

一、参加してよかった 八〇%
回答なし 二〇%

二、参加した結果

①炊事の心配がなく気楽 七一・四%
うち女 九〇% %

②睡眠時間がふえた 五四・三%
うち女 八五% %

③家の中の雰囲気がかよかた 五一・四%
うち女 四二・九% %

④洗たくの時間がふえた 四二・九%
うち女 七五% %

⑤農作業時間がふえた 四〇%
うち女 四二・九% %

⑥休息の時間がふえた 四二・九%
うち女 七五・一% %

三、食費について

①丁度よい 七七・一%
②高い 二・七%
③もうすこしかけてもよい 一七・一%

四、期間中困ったこと

①田植人夫の不足 二八・六%
②家族の食事 一七・一%
③回答なし 四二・九%

統計調査

総理大臣から表彰された

白川重一さん

金木文化服装学院は

文部大臣から



白川重一氏

去る五月十四日青森県教育会館において、昭和四十七年度統計調査の発展のため尽力し、特に顕著である個人、または団体が所管大臣から表彰されました。

表彰された方は、総理大臣表彰に白川重一さん、文部大臣の表彰には金木文化服装学院、また、通商産業大臣からは金木町と、それぞれ表彰状が伝達されました。

警察署からのおたより

家出人・ゆくえ不明の人をおさがしの方のために相談所を開設しました。

警察署では、身元のわからない死者の写真や記録などを備えてお待ちしています。

お心あたりの方は遠慮なく、近くの警察署までおいください。

開設期間

昭和48年8月1日から31日まで

青森県警察本部 金木警察署

水稻の出穂

前後の管理

八月に入ると、県内の水田は出穂期に入ります。出穂前後の稲作管理はつきのようにすすめてください。

① 水の管理

出穂期前後はとくに水が必要な時期です。穂はらみ期から出穂にかけては、幼穂が急に伸びますが寒さにも弱い時期です。深水にして幼穂を保護してください。

昔から「花水」といわれるように、稲の開花期には断水が禁物です。深水にして、受精や初期の登熟を助ける必要があります。出穂以降、穂が傾くまでは、五、六センチの水深とし、高温の日が続くときは傾穂後から徐々に間断かんがいを行ないます。

台風などの場合は、水分の蒸散がはげしく、白穂や白葉枯れが発生しやすいので、深水にして乾燥を防ぐようにします。また、大雨のともなう台風ときは、よく見回りをするとともに、水路などの草刈りを行ない、排水をよくして

おくことも必要です。

② ヒエ抜きと異株ぬき

稲の花がおさまったら、ヒエの抜きとを行います。抜きとったヒエは、畦畔や農道に放置したり、川に流したりしないで一カ所に集めて焼きすてるようにしてください。

採種圃の異株抜きは、出穂初めごろが最も見分けやすいので、とくに注意して行ない、傾穂期までに二、三回実施します。

③ 病害虫の防除

くびいもち病の防除には、出穂直前に第一回の薬剤散布をかならず行ないます。とくに耐病性のよい品種や、多肥栽培などでは充分注意してください。

第二回目の散布は穂ぞろい期にします。その他、紋枯病、ニカメイチュウについては出穂直前の散布に重点をおき、病害虫発生情報などに注意して防除につとめてください。

④ 休耕田の管理

休耕田を放置しておく、来年度以降の復原がむずかしくなりま



◎ 1日1円で50万円の保障
交通災害共済に加入しましょう

お支払いする見舞金は

(1) 亡くなられたとき	50万円
(2) 治療期間 6ヶ月以上	10万円
(3) 〃 3ヶ月以上 6ヶ月未満	5万円
(4) 〃 1ヶ月以上 3ヶ月未満	2万円
(5) 〃 1週間以上 1ヶ月未満	5千円
(6) 〃 1週間未満	2千円

◇ かわいいことは町民課へどうぞ ◇

す。雑草が三十センチにもびたときは刈り取りをし、乾田で雑草の短い場合は耕耘するか、除草剤を散布するようにしてください。

⑤ 刈草機、脱穀機等の点検

刈り取りや脱穀に備えて、農機具の点検と整備をしておき、生産集団等で共同導入した機械の利用などについては、作業協定や使用計画などについて話しあい、稼働率を高めるようにしてください。

青森県金木地区農業改良普及所

